

栄東

女子大小路ビル協会

だより

● 第3号 ●



サカエヒガシ
女子大小路ビル協会
SAKAE HIGASHI
JOSHIDAIKOJI BLDG. ASSOC.

発行者
一般社団法人
栄東女子大小路ビル協会
会長 野田 剛 司

〒460-0008
名古屋市中区栄4-16-8
TEL(052)261-6899

謹賀新年



新年明けまして、お目出とうございます。
今年も宜しくお願い致します。
今年な平成が終わり、新しい年号に成る年です。
当協会も法人化して、第三期に入る年に当たり 更なる事業の充実発展を
して行かなくては いけません。
そして、当協会の魅力を高め会員の皆様の御役に立てる様、
努力していきたいと思っています。
そしてもう一度原点に返り、小さい事、身近な事を大切に、この地域の
発展のための問題を1つ1つ解決していきたいと思っています。
その為には、栄東まちづくりの会、栄東まちづくり協議会と一丸となつて
力を合わせて地域の発展にとり組んで行きますので
更なるご指導ご鞭撻ご協力賜ります様宜しくお願い申し上げます。
最後になりましたが、会員皆様方にとりまして、今年が素晴らしい年に
成りますように祈念申し上げて新年のご挨拶とさせていただきます。

平成31年1月

栄東女子大小路ビル協会 会長 野田剛司

活動報告

第二期 定時総会
平成30年5月21日(月)



栄東女子大小路ビル協
会が一般社団法人となり
2回目の総会となります。
当日は、野田会長の議事
進行のもと、会員総数60
名、出席数19名、委任状
19名により過半数に達し
本会は成立し審議に入り
ました。審議内容の平成
29年度事業報告及び収支
決算報告承認の件と平成
30年度事業計画案及び収
支予算案承認の件は、賛
成者多数により承認され
ました。また総会が閉会
した後、名古屋市民経
済局地域振興課地域安全
推進課課長 阿部将志様
による「名古屋市引き
行為等の禁止等に関する
条例」のご講演がありま
した。

第49回池田公園夏祭り
7月16日(海の日)

・17日(火)

第49回池田公園夏祭り
が開催されました。昔は、
USENさんがお店を回って



櫓を囲んで盆踊りに興じるひととき 池田公園内にて

宣伝しに来た歌手の人を、
夏祭りのやぐらで歌って
もらい盆踊りをしたと聞
いています。ビル協会の
役員も参加して、屋台を
自分たちで出し、祭りを
盛り上げて20年になりま
す。年々、お祭りを楽し
みに遊びに来てくださる
お客様も増えています。
特に17日の平日は、普段
は女子大小路に遊びに来

8月夜間パトロール
平成30年8月30日(木)

毎月の夜間パトロール
を実施しました。栄地区
対策隊・隊長他中署の隊
員の方が、パトロールの
応援に来てくれましたの
で、毎回、安心してパト
ロールができます。広小
路通りは、相変わらず違
法駐輪が多く、用意した
エフは、あつという間に
なくなっていました。

池田公園防災訓練
平成30年10月5日(金)

池田公園防災訓練を開
催しました。「防火管理
者の徹底」について、一
店舗に必ず一人、防火管
理者の選任が義務付けら
れています。
・防火管理者未選任違反
は懲役6ヵ月以下、また
は罰金50万円以下
・防火管理者未届けは罰
金30万円以下

この様に大変重要な訓練
なので、毎回参加するよ
うお願いいたします。
また、今回の訓練では、
初の「水を使わないトイ
レの使い方」のコーナ
ーを設け、会員の方には実
地訓練を体験してもらい
ました。



「水を使わないトイレの使
い方」の説明を受ける参加
者 池田公園訓練会場にて



色とりどりにきらめくイルミ
ネーション 池田公園内にて

池田公園イルミネー
ションイベント
平成30年11月16日(金)

11月16日(金)午後5
時半、池田公園、瓦通り
東栄通りにイルミネーシ
ョンが点灯しました。
2月16日まで池田公園と
通りはキラキラと明るく
輝きます。点灯式には、
竹内中区長はじめ各行政
機関の長の皆様が一同に
会し、盛り上げて下さい
ました。

点灯後は、ビル協会のイ
ケメン理事がシャンパン
を存分に楽しめる企画
で、通り沿いの店舗から
ビル、焼き鳥等等、出
前をして夜の女子大スト
リートを堪能して頂きま
した。公園でのイベント
終了後も、夜中近くまで
ストリートは賑わってい
ました。

今後の予定

防災・防犯講習会
平成31年2月19日(火)



2月19日(火)13時30分
から「防災・防犯講習会」
を開催します場所は、中
区役所ホールです。飲食
店舗には必ず防火管理者
の選任が義務付けられて
います。その防火管理者
は年2回の訓練が義務付
けられています。ビル協
会では、1回は池田公園
防災訓練、2回目は講習
会を開催しています。ビ
ル協会の会員は、参加す
ると訓練済証がもらえま
す。店舗内に貼っていた
だくと訓練を行った証明
になります。ご参加の程
よろしく願います。



パトロールへ出発する会員
池田公園内にて

池田公園防災訓練を開
催しました。「防火管理
者の徹底」について、一
店舗に必ず一人、防火管
理者の選任が義務付けら
れています。
・防火管理者未選任違反
は懲役6ヵ月以下、また
は罰金50万円以下
・防火管理者未届けは罰
金30万円以下

この様に大変重要な訓練
なので、毎回参加するよ
うお願いいたします。
また、今回の訓練では、
初の「水を使わないトイ
レの使い方」のコーナ
ーを設け、会員の方には実
地訓練を体験してもらい
ました。